

平成29年11月30日

平成29年第4回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第52号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第53号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第54号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第55号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第56号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	17
議案第57号	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第58号	宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第59号	宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第60号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第61号	宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	27
議案第62号	指定管理者の指定について	29
議案第63号	町道路線の認定について	30
議案第64号	町道路線の廃止について	35
議案第65号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	36
議案第66号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	37
議案第67号	平成29年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	38

議案番号	件名	頁
議案第68号	平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	39
議案第69号	平成29年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	40
議案第70号	平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	41
議案第71号	平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	42
議案第72号	平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	43
議案第73号	平成29年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	44

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて

平成29年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費を緊急に計上する必要があることから、平成29年度宮代町一般会計予算に1,399万6,000円を追加し、総額を101億5,685万4,000円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

平成29年9月28日

宮代町長 榎 本 和 男

議案第52号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定及び人事評価制度に基づく町職員の昇給のための判定期間の変更を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第6項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	192,500	218,400	251,300	285,000	319,200
	2	146,600	194,200	220,500	253,400	287,500	321,900
	3	148,200	195,900	222,600	255,500	290,000	324,600
	4	149,800	197,600	224,700	257,600	292,500	327,300
	5	151,500	199,400	226,900	259,600	295,000	329,900
	6	153,200	201,100	228,700	261,900	297,500	332,600
	7	154,900	202,900	230,500	264,200	300,000	335,300
	8	156,600	204,700	232,300	266,500	302,500	338,000
	9	158,300	206,200	234,000	268,600	303,400	340,600
	10	160,000	208,000	235,900	270,900	307,900	343,300
	11	161,700	209,700	237,800	273,200	310,600	346,000
	12	163,400	211,500	239,700	275,500	313,100	348,700
	13	165,000	213,100	241,500	277,800	315,700	351,400
	14	166,700	214,800	243,300	280,200	318,300	354,100
	15	168,400	216,500	245,100	282,600	320,900	356,800
	16	170,100	218,200	246,900	285,000	323,400	359,500
17	171,900	219,800	248,800	287,200	325,900	362,100	

18	173,600	221,300	250,700	289,500	328,400	364,700
19	175,300	222,900	252,700	291,800	330,700	367,300
20	177,000	224,500	254,700	294,100	333,200	369,900
21	178,800	226,100	256,800	296,200	335,600	372,600
22	180,600	227,700	258,900	298,500	337,900	375,100
23	182,400	229,300	261,000	300,800	340,100	377,600
24	184,200	231,000	263,100	303,100	342,500	380,100
25	185,800	232,600	265,100	305,500	344,700	382,700
26	187,500	234,200	267,300	307,800	346,900	385,000
27	189,200	235,800	269,500	310,100	349,000	387,300
28	190,900	237,200	271,800	312,400	351,200	389,600
29	192,500	238,700	273,900	314,700	353,300	391,800
30	194,300	240,300	276,000	317,000	355,400	393,800
31	196,100	241,800	278,100	319,300	357,400	395,800
32	197,900	243,300	280,200	321,600	359,600	397,800
33	199,500	244,700	282,200	323,800	361,700	399,900
34	201,200	246,200	284,300	326,100	363,600	401,800
35	202,900	247,700	286,300	328,400	365,200	403,700
36	204,600	249,100	288,400	330,700	367,100	405,600
37	206,300	250,700	290,400	333,100	368,900	407,300
38	208,000	252,400	292,400	335,300	370,700	409,000
39	209,700	254,100	294,300	337,500	372,500	410,700
40	211,400	255,800	296,300	339,900	374,300	412,600
41	213,100	257,600	298,400	342,100	376,000	414,200
42	214,800	259,200	300,400	344,100	377,700	415,900
43	216,500	260,900	302,400	346,300	379,500	417,600
44	218,200	262,600	304,400	348,500	381,100	419,300

45	219,700	264,200	306,300	350,800	382,900	421,000
46	221,200	265,900	308,300	352,800	384,500	422,400
47	222,700	267,600	310,200	354,800	386,000	423,800
48	224,200	269,300	312,200	356,800	387,500	425,200
49	225,600	270,900	314,000	358,600	388,900	426,700
50	227,200	272,600	315,800	360,300	390,400	428,000
51	228,800	274,200	317,700	362,000	391,800	429,300
52	230,400	275,900	319,600	363,700	393,100	430,600
53	231,800	277,600	321,400	365,200	394,100	431,700
54	233,200	279,200	323,100	366,900	395,500	432,700
55	234,600	280,800	324,800	368,600	396,700	433,700
56	236,000	282,400	326,500	370,300	397,800	434,700
57	237,200	284,100	328,200	371,900	398,900	435,700
58	238,600	285,600	329,900	373,500	400,100	436,600
59	240,000	287,200	331,600	375,100	401,200	437,500
60	241,400	288,800	333,300	376,700	402,200	438,400
61	242,800	290,200	334,900	378,300	403,200	439,200
62	244,100	291,500	336,500	379,800	404,200	440,000
63	245,400	292,800	338,100	381,200	405,100	440,800
64	246,700	294,000	339,700	382,700	405,900	441,600
65	247,800	295,300	341,300	384,000	406,900	442,200
66	249,200	296,700	342,800	385,300	407,500	442,800
67	250,600	298,100	344,300	386,600	408,500	443,400
68	252,000	299,500	345,800	387,900	409,200	444,000
69	253,400	300,700	347,300	389,200	409,800	444,700
70	254,900	302,100	348,800	390,400	410,300	445,200
71	256,400	303,300	350,300	391,400	411,200	445,700
72	257,900	304,700	351,800	392,600	411,800	446,200

73	259,400	305,900	353,100	393,700	412,200	446,600
74	260,900	307,200	354,200	394,700	412,800	447,000
75	262,400	308,500	355,300	395,700	413,400	447,400
76	263,900	309,800	356,400	396,700	414,000	447,800
77	265,200	311,000	357,400	397,700	414,500	448,300
78	266,600	312,200	358,500	398,500	414,800	448,600
79	268,000	313,400	359,600	399,300	415,400	448,900
80	269,400	314,600	360,700	400,100	415,900	449,200
81	270,700	315,700	361,900	401,000	416,400	449,600
82	272,000	316,800	362,900	401,800	416,900	449,800
83	273,300	317,900	363,900	402,600	417,400	449,900
84	274,600	319,000	364,900	403,400	417,900	450,000
85	275,800	319,900	365,700	404,000	418,400	450,300
86	277,000	320,900	366,500	404,500	418,900	450,500
87	278,200	321,900	367,300	405,000	419,700	450,700
88	279,400	322,900	368,100	405,500	420,200	450,900
89	280,500	323,700	369,000	406,100	420,700	451,100
90	281,400	324,600	369,700	406,500	421,000	451,200
91	282,300	325,400	370,300	406,800	421,500	451,300
92	283,200	326,300	371,000	407,200	422,000	451,400
93	284,100	327,000	371,600	407,600	422,500	451,400
94	284,900	327,700	372,200	408,000	422,900	451,500
95	285,700	328,400	372,800	408,400	423,300	451,600
96	286,500	329,100	373,400	408,800	423,800	451,700
97	287,100	329,700	373,900	409,100	424,200	451,800
98	287,700	330,400	374,300	409,400	424,600	451,900
99	288,300	331,100	374,800	409,700	424,800	452,000

100	288,900	331,800	375,300	410,000	425,200	452,100
101	289,400	332,300	375,600	410,200	425,600	452,200
102	289,900	332,800	376,000	410,600	426,000	452,300
103	290,400	333,300	376,400	411,000	426,400	452,400
104	290,900	333,800	376,800	411,400	426,700	452,500
105	291,300	334,300	377,300	411,700	427,100	452,600
106	291,700	334,700	377,600	412,000	427,500	452,700
107	292,100	335,100	377,900	412,400	427,900	452,800
108	292,500	335,500	378,200	412,800	428,300	452,900
109	292,700	335,900	378,600	413,000	428,700	453,000
110	293,000	336,300	378,900	413,300	429,100	453,100
111	293,300	336,600	379,200	413,600	429,500	453,200
112	293,600	337,000	379,500	414,000	429,900	453,300
113	293,700	337,200	379,800	414,200	430,300	453,400
114	293,900	337,600	380,100	414,400	430,500	
115	294,100	338,000	380,400	414,600	430,800	
116	294,300	338,400	380,700	415,100	431,100	
117	294,300	338,600	380,800	415,400	431,400	
118	294,600	339,000	381,100	415,700	431,700	
119	294,900	339,400	381,400	416,000	432,000	
120	295,200	339,800	381,600	416,200	432,300	
121	295,400	340,000	381,700	416,300	432,600	
122	295,700	340,300	382,000	416,500		
123	296,000	340,600	382,300	416,700		
124	296,300	340,900	382,600	416,900		
125	296,400	341,200	382,700	417,000		
126	296,600	341,500	382,900	417,100		

	127	296,800	341,800	383,100	417,200		
	128	297,000	342,100	383,300	417,300		
	129	297,200	342,300	383,400	417,400		
	130		342,600	383,600			
	131		342,700	383,800			
	132		343,000	384,000			
	133		343,100	384,100			
	134		343,400	384,200			
	135		343,700	384,300			
	136		344,000	384,400			
	137		344,100	384,500			
	138		344,300				
	139		344,500				
	140		344,700				
	141		344,800				
	142		345,100				
	143		345,400				
	144		345,700				
	145		345,800				
再任用 職員		214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「同日前1年間」を「同日の属する年度の前年度」に改める。

第3条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に改め、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成30年1月2日

(2) 第3条の規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定（宮代町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条の3第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年宮代町条例第16号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（経過措置）

4 第2条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例の規定は、平成30年1月2日以後の昇給について適用し、同日より前の昇給については、なお従前の例による。

（町規則への委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第53号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。
第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、
「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第54号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出
する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の
期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の
一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を
提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第55号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第56号

宮代町税条例の一部を改正する条例について
宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第57号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の所得による制限から適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

議案第58号

宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

第8次宮代町住居表示区域の住居表示の実施に伴い、宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例

宮代町下水道施設の設置に関する条例（平成5年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「川端四丁目」の次に「、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目」を加え、「字道仏」を「字道佛」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月27日から施行する。

議案第59号

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

第8次宮代町住居表示区域の住居表示の実施に伴い、宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2項中「別表に定める区域」を「宮代町の区域内」に改める。
別表を削る。

附 則

この条例は、平成30年1月27日から施行する。

議案第60号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出
する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

宮代町福祉作業所の運営を宮代町社会福祉協議会に移管するため、宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例
宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例(平成21年宮代町条例第20号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第62号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

	施設の名称	施設の所在地
1	宮代町立コミュニティセンター進修館	宮代町笠原一丁目1番1号
2	宮代町スキップ広場	宮代町笠原一丁目922番地1外

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人 MCAサポートセンター

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目11番6号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提案理由

宮代町立コミュニティセンター進修館及び宮代町スキップ広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第63号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1553号線	宮代町字道佛267番3地先	
		宮代町宮代二丁目252番2地先	
2	第1556号線	宮代町字西原205番1地先	
		宮代町字西原166番2地先	
3	第1570号線	宮代町字道佛229番地先	
		宮代町字道佛231番地先	
4	第1571号線	宮代町字道佛229番地先	
		宮代町字道佛389番2地先	
5	第1572号線	宮代町宮代二丁目249番1地先	
		宮代町宮代二丁目242番6地先	
6	第1573号線	宮代町宮代二丁目248番2地先	
		宮代町宮代二丁目263番1地先	
7	第1574号線	宮代町宮代二丁目100番3地先	
		宮代町宮代二丁目212番2地先	
8	第1575号線	宮代町字道佛590番1地先	
		宮代町字道佛590番2地先	
9	第1576号線	宮代町字道佛588番4地先	
		宮代町字道佛588番6地先	
10	第1577号線	宮代町字道佛586番地先	
		宮代町字道佛561番1地先	
11	第1578号線	宮代町字道佛585番1地先	
		宮代町字道佛593番1地先	
12	第1579号線	宮代町字道佛581番2地先	
		宮代町字道佛581番4地先	
13	第1580号線	宮代町字道佛584番地先	
		宮代町字道佛561番5地先	
14	第1581号線	宮代町字道佛582番1地先	
		宮代町字道佛565番27地先	
15	第1582号線	宮代町字道佛581番3地先	
		宮代町字道佛566番1地先	
16	第1583号線	宮代町字道佛581番4地先	
		宮代町字道佛580番1地先	

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
17	第1584号線	宮代町字道佛583番地先	
		宮代町字道佛561番3地先	
18	第1585号線	宮代町字道佛392番3地先	
		宮代町字道佛388番2地先	
19	第1586号線	宮代町字道佛391番2地先	
		宮代町字道佛384番地先	
20	第1587号線	宮代町字道佛381番3地先	
		宮代町字道佛332番2地先	
21	第1588号線	宮代町字道佛379番1地先	
		宮代町字道佛379番3地先	
22	第1589号線	宮代町字道佛380番1地先	
		宮代町字道佛380番23地先	
23	第1590号線	宮代町字道佛366番1地先	
		宮代町字道佛380番23地先	
24	第1591号線	宮代町字道佛377番1地先	
		宮代町字道佛338番6地先	
25	第1592号線	宮代町字道佛387番1地先	
		宮代町字道佛353番1地先	
26	第1593号線	宮代町字道佛361番地先	
		宮代町字道佛362番地先	
27	第1594号線	宮代町字道佛365番地先	
		宮代町字道佛362番地先	
28	第1595号線	宮代町字道佛365番2地先	
		宮代町字道佛365番地先	
29	第1596号線	宮代町字道佛332番1地先	
		宮代町字道佛330番地先	
30	第1597号線	宮代町字道佛342番3地先	
		宮代町字道佛338番7地先	
31	第1598号線	宮代町字道佛427番1地先	
		宮代町字道佛394番3地先	
32	第1599号線	宮代町字道佛430番9地先	
		宮代町字道佛430番10地先	
33	第1600号線	宮代町字道佛429番地先	
		宮代町字道佛433番6地先	

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
34	第1601号線	宮代町字道佛433番3地先	
		宮代町字道佛436番4地先	
35	第1602号線	宮代町字道佛438番1地先	
		宮代町字道佛431番地先	
36	第1603号線	宮代町字道佛437番4地先	
		宮代町字道佛443番地先	
37	第1604号線	宮代町字道佛267番4地先	
		宮代町字道佛440番1地先	
38	第1605号線	宮代町字道佛278番地先	
		宮代町字道佛285番1地先	
39	第1606号線	宮代町字道佛272番1地先	
		宮代町字道佛280番2地先	
40	第1607号線	宮代町字道佛292番地先	
		宮代町字道佛294番1地先	
41	第1608号線	宮代町字道佛296番4地先	
		宮代町字道佛296番1地先	
42	第1609号線	宮代町字道佛283番地先	
		宮代町字道佛304番1地先	
43	第1610号線	宮代町字道佛298番8地先	
		宮代町字道佛301番1地先	
44	第1611号線	宮代町字道佛305番5地先	
		宮代町字道佛302番1地先	
45	第1612号線	宮代町字道佛415番1地先	
		宮代町字道佛417番1地先	
46	第1613号線	宮代町字道佛423番2地先	
		宮代町字道佛422番1地先	
47	第1614号線	宮代町字道佛436番5地先	
		宮代町字道佛276番3地先	
48	第1615号線	宮代町字道佛552番1地先	
		宮代町字道佛551番1地先	
49	第1616号線	宮代町字道佛420番地先	
		宮代町字道佛308番地先	
50	第1617号線	宮代町字道佛421番1地先	
		宮代町字道佛422番1地先	

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
5 1	第 1 6 1 8 号線	宮代町字道佛 5 4 6 番 1 地先	
		宮代町字道佛 5 4 8 番地先	
5 2	第 1 6 1 9 号線	宮代町字道佛 5 3 8 番 5 地先	
		宮代町字道佛 5 3 5 番地先	
5 3	第 1 6 2 0 号線	宮代町字道佛 5 2 3 番地先	
		宮代町字道佛 5 2 7 番 1 地先	
5 4	第 1 6 2 1 号線	宮代町字道佛 5 4 1 番 1 地先	
		宮代町字道佛 5 2 7 番 3 地先	
5 5	第 1 6 2 2 号線	宮代町字道佛 5 4 1 番 1 地先	
		宮代町字道佛 5 2 3 番地先	
5 6	第 1 6 2 3 号線	宮代町字道佛 5 2 0 番 3 地先	
		宮代町字道佛 5 1 6 番 8 地先	
5 7	第 1 6 2 4 号線	宮代町字道佛 5 1 2 番地先	
		宮代町字道佛 5 1 3 番地先	
5 8	第 1 6 2 5 号線	宮代町字道佛 5 1 6 番 1 地先	
		宮代町字道佛 5 1 0 番 1 地先	
5 9	第 1 6 2 6 号線	宮代町字道佛 5 0 6 番 2 地先	
		宮代町字道佛 4 8 6 番 5 地先	
6 0	第 1 6 2 7 号線	宮代町字道佛 5 0 9 番 2 地先	
		宮代町字道佛 4 9 0 番 1 地先	
6 1	第 1 6 2 8 号線	宮代町字道佛 5 0 7 番 6 地先	
		宮代町字道佛 4 8 7 番 2 地先	
6 2	第 1 6 2 9 号線	宮代町字道佛 5 2 2 番地先	
		宮代町字道佛 5 2 0 番 1 地先	
6 3	第 1 6 3 0 号線	宮代町字道佛 5 0 3 番地先	
		宮代町字道佛 5 0 1 番 1 地先	
6 4	第 1 6 3 1 号線	宮代町字道佛 4 8 0 番 3 地先	
		宮代町字道佛 5 2 9 番 2 地先	
6 5	第 1 6 3 2 号線	宮代町字道佛 5 4 0 番 1 地先	
		宮代町字道佛 4 8 6 番 6 地先	
6 6	第 1 6 3 3 号線	宮代町字道佛 4 8 2 番地先	
		宮代町字道佛 4 8 1 番 4 地先	
6 7	第 1 6 3 4 号線	宮代町字道佛 4 9 0 番 2 地先	
		宮代町字道佛 4 9 1 番 2 地先	

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
68	第1635号線	宮代町字道佛477番地先	
		宮代町字道佛446番5地先	
69	第1636号線	宮代町字道佛450番4地先	
		宮代町字道佛448番6地先	
70	第1637号線	宮代町字道佛443番地先	
		宮代町字道佛479番14地先	
71	第1638号線	宮代町字道佛491番2地先	
		宮代町字道佛444番地先	
72	第1639号線	宮代町和戸四丁目38番5地先	
		宮代町和戸四丁目38番10地先	

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

道仏土地区画整理事業及び宅地開発により新たに整備された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第64号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第791号線	宮代町宮代二丁目254番地先	
		宮代町宮代二丁目252番地先	
2	第1553号線	宮代町字道佛389番2地先	
		宮代町宮代二丁目253番1地先	
3	第1556号線	宮代町字道佛330番地先	
		宮代町字西原166番2地先	

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

道仏土地区画整理事業による道路整備等に伴い、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第65号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 後 藤 文 男
 - 3 生年月日 [REDACTED]
- 平成29年11月30日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに後藤文男氏を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第66号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 布目かよ子
 - 3 生年月日 [REDACTED]
- 平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

現公平委員会の委員である布目かよ子氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第67号

平成29年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について
平成29年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

ふるさと納税の増、職員の給与改定、事業実績の確定による国県支出金の返還及び区画整理地内の保留地の購入等に伴い、平成29年度宮代町一般会計予算に1億4,331万6,000円を追加し、総額を103億17万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第68号

平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、平成29年度宮代町国民健康保険特別会計予算に59万3,000円を追加し、総額を49億7,667万6,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として、国民健康保険税のコンビニエンスストア収納に係る業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第69号

平成29年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
平成29年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び社会福祉法人等利用者負担軽減助成金の計上等に伴い、平成29年度宮代町介護保険特別会計予算から46万8,000円を減額し、総額を28億6,572万2,000円とすること並びに債務負担行為の追加補正として高齢者等介護用品支給業務委託他6事業を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に10万
3,000円を追加し、総額を4億4,005万9,000円とすることについて、
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第71号

平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に22万
7,000円を追加し、総額を10億6,460万3,000円とすることについて、
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に3万7,000円を追加し、総額を5,802万2,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

平成29年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成29年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成29年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に伴い、平成29年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用に35万9,000円を追加し、総額を7億1,246万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。